

年 月 日

重機械等 [ 移動式クレーン ] 等 持込届  
車両系建設機械

機械所有会社名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_ (印)  
点検責任者名 \_\_\_\_\_ (印)

元請確認欄

工事名: \_\_\_\_\_  
工事担当者: \_\_\_\_\_ 殿 持込会社名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

このたび、下記機械等を点検表により、点検整備のうえ持込・使用しますので、お届けします。なお、使用に際しては、関係法令に定められた事項を遵守します。

機 械		名称	メーカー	性能 (能力)	製造年	備考		
持込年月日		年 月 日		使用場所				
使用期間		年 月 日 ~ 年 月 日		自社・リースの区別	自社・リース			
運 転 者 (取 扱 者)		氏 名		資格種別	氏 名	資格種別		
自有 主効 検期 査限	定期 (年次)	年 月 日	移動式クレーン 等の性能検査 有効期限		年 月 日	自動車 検査証 有効期限	年 月 日	
	特定	年 月 日						
任意保険		加入額		対 人	千円	搭乗者	千円	有効期限
				対 物	千円	その他	千円	年 月 日
機械等の特性・その他								
その使用上注意すべき事項								

持込時の点検表 点検日 年 月 日

移動式クレーン等				車両系建設機械等			
	点 検 事 項	点検結果		点 検 事 項	点検結果		
		a	b		a	b	
A ク レ ー ン 部 ( 上 部 旋 回 体 )	安 全 装 置	巻過防止装置		D 安 全 装 置	口各 旋 回		
		過負荷防止装置			バケツ		
		フックのはずれ止め			ブーム・アーム		
		起伏制御装置			警 報 装 置		
		旋回警報装置			アウトリガ		
	制 動 装 置 ・ 作 業 旋 回 体 )	主巻・補巻		E 作 業 装 置	ヘッドガード		
		起伏・旋回			照 明		
		クラッチ			操 作 装 置		
		ブレーキ・ロック			バケツ・ブレード		
		ジ ブ			ブーム・アーム		
B 車 両 部 ( 下 部 走 行 体 )	滑 車		F 走 行 部	ジ ブ			
	フック・バケツ			リ ー ダ			
	ワイヤロープ・チェーン			ハンマ・オーガ・パイプロ			
	玉掛用具			油圧駆動装置			
	操作装置			ワイヤロープ・チェーン			
	その 他			つ り 具 等			
	ブレーキ			滑 車			
	クラッチ			ブ レ ー キ			
	ハンドル			駐車ブレーキ			
	タイヤ			ブレーキロック			
クローラ		ク ラ ッ チ					
C ゴ ン ド ラ	警報装置		G 電 気 装 置	操 縦 装 置			
	各種ミラー			タイヤ・鉄輪			
	方向指示器			ク ロ ー ラ			
	前後照灯			配 電 盤			
	左折プロテクター			配 線			
	アウトリガ			絶 縁			
	昇降装置			ア ー ス			
	ベッセル						
	後方監視装置						
	突りよう 作 業 床						
昇 降 装 置							
電 気 装 置							
ワイヤ・ライフライン							

機 械 名 一 覧 表		区分
1 クレーン		A ・ B
2 移動式クレーン		
3 デリック		
4 エレベーター		
5 建設用リフト		
6 高所作業車		
7 ゴンドラ		C
8 ブル・ドーザー		D ・ E ・ F ・ G
9 モーター・グレーダー		
10 トラクター・ショベル		
11 ずり積機		
12 スクレーパー		
13 スクレーブ・ドーザー		
14 パワー・ショベル		
15 ドラグ・ショベル(油圧ショベル)		
16 ドラグライン		
17 クラムシェル		
18 バケツ掘削機		
19 トレンチャー		
20 くい打機		
21 くい抜機		
22 アースドリル		
23 リバース・サクション・ドリル		
24 せん孔機		
25 アース・オーガー		
26 ベンバー・ドレーン・マシン		
27 地下連続壁施工機械		
28 ローラー		B
29 クローラドリル		
30 ドリルジャンボ		
31 ロードヘッダー		
32 コンクリート破砕機		
33 アスファルトフィニッシャー		
34 スタビライザ		
35 ロードプレーナ		
36 ロードカッター		
37 重ダンブトラック		
38 ダンブトラック		
39 トラックミキサー		
40 散水車		
41 不整地運搬車		
42 その他		

(注) 持込後は使用開始前点検を行い、整備不良箇所は即刻は正します。  
自社の点検表にて点検したものは、その点検表を貼付する(転記の必要はなし)。

(注) 1.持込機械等の届出は、当該機械等を持込む会社が届けること。  
2.点検表の点検結果欄には次の記号により記入すること。  
異常なし:レ 修理・調整を要したが処理済: ⊗  
3.機械名1~6はA,B欄を、7はC欄を、8~36はD,E,F,G欄を37~42はB欄を使用して点検すること。  
4.点検結果のa欄は機械所有会社が、b欄は持込会社又は機械使用会社の確認欄とする。  
当社が確認するときは、b欄を利用すること。